

電子入札案件に書面入札で参加するための手続きについて

電子入札案件において、以下に該当する事由により岡山県電子入札共同利用システムが利用できない場合、書面入札参加承認申請書の提出等により、当該入札に限り書面入札参加を認めるものとします。

(備前市電子入札等実施要綱)

- (1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再取得の手続きを行っている場合。
- (2) 破損、盗難等のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事業が生じた後遅延なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合。
- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生したとき。ただし、障害の証明書等が発行される場合。
- (4) その他やむを得ない事由がある認められる場合。

- ※ ・提出期限は、入札参加申請書受付締切予定日時までに、又は入札書受付締切予定日時の1時間前までに提出したものとします。
- ・当初から書面参加をし、又は途中から書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既の実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとします。

■ 書面入札での参加の手順 ■

(1) 書面入札参加承認申請書の提出

- ・各入札案件ごとに、書面入札参加承認申請書(様式第1号)を契約管財課契約監理係に提出してください。

※書面入札参加承認申請書が承認された案件については、その後、電子入札での入札手続きに戻すことはできません。

(2) 書面入札参加の承諾

- ・書面入札参加承認申請書の決裁後に承諾となります。

※書面入札参加の承諾がなされた案件については、その後、岡山県電子入札共同利用システムの操作は行わないでください。

(3) 入札書の提出

- ・入札書(様式第2号)及び工事費内訳書を入れた二重封筒を持参により提出してください。
- ・提出期限は、電子入札の告示文に記載した期限と同様で必着です。
- ・提出期限を過ぎた入札書等は、いかなる理由があっても受理しません。
- ・入札書を提出する封筒は、任意の二重封筒とし、次のとおりとします。

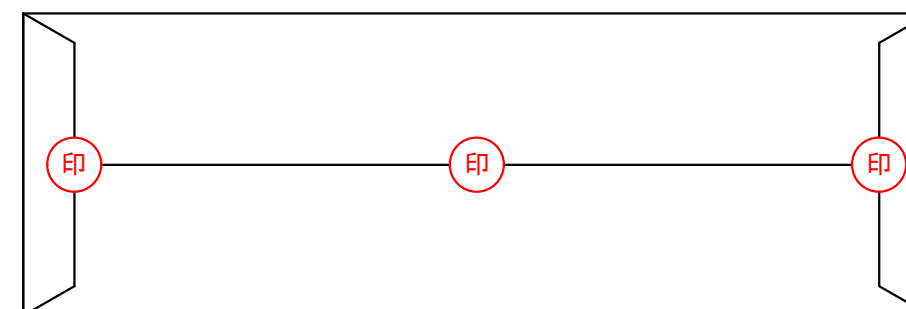
【中封筒(入札書及び工事費内訳書を入れる封筒)】

(表面)

□ □ □ □ □ □	入札書(及び工事費内訳書) 在中 開札日: 年 月 日 件名: 工事(業務) 場所: 備前市 ●●●● 地内 差出人住所: 岡山県備前市●●●●● 商号又は名称: (株) ●●●●
----------------------------	--

※ 入札書と工事費内訳書の中封筒に入れ、表に「入札書及び工事内訳書在中」又は「入札書在中」と表示すること。

(表面)



※ 封が開かないように糊付けし、封筒の継ぎ目に封印すること。

【表封筒(中封筒を入れる封筒)】

(表面)

□ □ □ □ □ □	入札書及び工事費内訳書在中 開札日: 年 月 日 件名: 工事(業務) 場所: 備前市 ●●●● 地内 差出人住所: 岡山県備前市●●●●● 商号又は名称: (株) ●●●●
----------------------------	---

※ 必ず「入札書及び工事費内訳書在中」の旨を朱書きすること。

※ 封が開かないように、糊付けには十分注意すること。